

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
(改訂) 令和2年5月25日
(改訂) 令和2年9月29日
(改訂) 令和3年2月17日
(改訂) 令和3年11月16日
(改訂) 令和4年10月31日
(改訂) 令和4年11月30日
(改訂) 令和5年3月13日
スポーツ庁

1 はじめに

令和2年5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、同年5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、社会体育施設を再開するに当たっての基準や、再開後の感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にし、まとめたものです。

なお、社会体育施設の再開に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、同年5月14日付けで公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（現：公益財団法人日本パラスポーツ協会）が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、各スポーツ団体が同ガイドラインに従ってスポーツ活動を行うこと、特に中央競技団体が、必要に応じ、同ガイドラインを参考に、特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組むことが求められております。さらに、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、社会体育施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、各社会体育施設の用途に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします。

2 社会体育施設の開放時の感染防止策について

社会体育施設の開放時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、施設管理者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

施設管理者は、以下の内容を踏まえつつ、各施設の特性を勘案して、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理することが求められるとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。また、オミクロン株等の変異株の感染拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策を講じることが必要です。また、障害者や高齢者など利用者の特性にも配慮する必要があります。

なお、マスク着用については、個人の主体的な判断を尊重することを基本とし、施設管理者から利用者やスタッフに対して、必ずしも着用を呼びかける必要はありませんが、以下のような場合については着用を求めることが許容されることに留意の上、施設管理者は、施設、地域の実情に応じ、利用者及びスタッフにマスクの着用を求めるかどうか判断することが必要です。

- ① 重症化リスクの高い人が利用するなどの客層、施設内の環境、感染状況等を踏まえ、利用者に対しマスクの着用を求めること。
- ② 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、スタッフに対し、マスクの着用を求めること。

(1) 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。

また都道府県の定める参加人数、収容率以上のイベントについては、開催時に必要な感染防止対策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載した感染防止安全計画を都道府県へ提出し、都道府県は内容を確認し、必要に応じて助言等を行う必要があります。感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント主催者が感染防止策に関するチェックリストを作成し、HP等で公表する必要があります。詳細については、最新の「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）などを参照ください。

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせるよう呼びかけを行うこと。

ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。
- ③ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との適切な距離（人と人とが触れ合わない程度）を確保すること。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ④ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。

（２）当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）特に、イベントが開催される場合は、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること（※）。

（※）以下の２点を前提として、払い戻し措置を講じないことも可能。

- ・発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。
- ・当該規定内容の周知がイベント開催までの間に十分に図られる。

- ③ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（※）。ただし設置にあたっては空気の流れを阻害しない配置に留意すること。

（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

- ④ 利用者が適切な距離をおいて並べるように目印の設置等を必要に応じて行うこと。
- ⑤ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。また、当日カード類や現金の受け渡しが発生する場合には、コイントレーを活用すること。
- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

（３）利用者への要求事項

1) 体調の確認

体調管理については利用者によるものの、施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項について該当がないか確認を求め、該当がある場合は利用を見合わせるよう利用者へ呼びかけることが必要です（※）。なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の体調について情報を取りまとめてもらい、代表者に確認することが考えられます。また、その際、体温については、入場の際に体温計で確認することも考えられます。

（※）確認については、必ずしも書面の提出を必要としませんが、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況など、積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体については、書面による実施を妨げるものではありません。その場合、下記①～④に加えて氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）の提出を求めることや、施設の事前予約時に登録することも考えられます。なお、実施に当たっては個人情報の取扱いに十分注意する必要があります。

① 利用当日の体温

② 利用前7日間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

③ 利用前5日間における以下の事項の有無

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無（※）

（※）当該陽性者との最終接触等から所定の日における抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認することで当該事項の確認とすることも考えられます。

2) 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けることなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。また、公共交通機関を利用する場合は、分散利用することが求められます。

(4) 施設管理者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも

考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）。

- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩スペース

更衣室（シャワー室を含む。以下同様。）や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 更衣室・休憩スペースの広さにはできる限りゆとりを持たせ、人と人が触れ合わない距離での間隔を確保し、他の利用者と密になることを避けること。
- ② 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、定期的に消毒すること。
- ③ 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向あける等、換気に配慮すること。
- ④ 入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること。）

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、水洗トイレのレバー等）については、定期的に消毒すること。
- ② 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- ③ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。）。
- ⑤ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限や利用時間をずらす工夫を行うとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなどの対策を行うこと。
- ⑥ 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向開ける等、換気に配慮すること。

4) スポーツ用具の管理

施設管理者は、共用するスポーツ用具について定期的に消毒することが求めら

れます。

5) 観客の管理

施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないようにするなどの対応をとることが求められます。またイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避のため、時間差入場等を行うことも有効ですので必要に応じて検討してください。

6) 運動・スポーツを行う施設の環境

① 換気

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です（1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上、又は常時換気で、必要な換気量の目安：1人当たり換気量 30 m³/時）。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度 40%以上を目安に加湿することが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO₂ 測定装置を特に換気が不十分となりやすい室内の複数箇所に設置する等により、換気状況を常時モニターし、1000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。さらに、換気の補助として HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーター併用も考えられます。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要です。

② 施設の維持管理

施設管理者は、体育館の床を定期的に清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりするなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底することが必要です。

なお、体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるため行うべきではなく、乾拭きが基本となります。ただ、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられます。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤等を使用することは可能ですが、使用後にきちんと拭き取ることが必要です。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられます。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要です。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようする必要があります。

③ その他留意点

プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられていますが、

例えば遊泳プールで密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まりますので、密な状態とならないようにする必要があります。なお、手洗い場所、更衣室、休憩スペース等において留意すべき点は、プールも同様です。

また、会話や接触による感染リスクは、プールに限らず体育館等の施設においてもありますので、同様の取組が必要です。

7) 施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置することが求められます。

8) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることが求められます。また、作業後は必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

9) 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤、次亜塩素酸水（一定の条件を満たすもの）、亜塩素酸水等（※）を用いて清掃することが求められます。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要です。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構いませんが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記6)②のとおり適切に清掃・消毒することが求められます。

（※）詳細については、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照してください。

10) スタッフの管理等

施設管理者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

- ① スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること。
- ② 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ③ ワクチン接種については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」等を参照すること。
- ④ 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、特に65歳未満の重症化リスクが少ない者であって、症状が軽い又は無症状の者で自己検査結果が陽性であった場合は健康フォローアップセンター等に連絡し健康観察を受けること。
- ⑤ ウイルス検査・受診については、産業医、契約医療機関、受診・相談センタ

一等に案内・相談等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状のスタッフを対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること。そのほか職場における抗原定性検査キットによる検査を実施する際には、検査を管理する従業員を定め、国が承認した検査キットを用いること。この場合、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方は、検査の実施により医療機関への受診が遅れることのないように留意すること（※）。

(※) 詳細については、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」、「職場における積極的な検査の促進について（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）」及び「職場における検査等の実施手順（第3版）について（令和4年10月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）」を参照してください。

そのほか、有症状者、陽性者、濃厚接触者等の取扱いについては、「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年8月24日最終改正）」、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年9月22日最終改正）」、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年9月13日最終改正）」、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年7月30日一部改正）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）（令和4年8月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」を参照してください。

- ⑥ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ⑦ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を積極的に検討すること。
- ⑧ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。やむを得ず対面で会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすることに留意すること。

(5) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

施設管理者は、利用者等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・

徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。

（※）感染予防の観点からは、2 m以上の距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りすること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、パーティション（アクリル板等）を設置する、又は座席の間隔を1 m以上確保し、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること。なお、施設管理者は飲食する場所の広さにゆとりを持たせること（椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、座席の間隔を1 m以上確保する、又は、空気の流れを阻害しないアクリル板等パーティション設置等）が求められるが、ゆとりを持たせることが難しく利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限や利用時間をずらす工夫を行うこと。また、飲食する場所は換気を十分に行うこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

オ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。なお、飲食物の提供時には、飲食店に準拠した対応をする必要がありますので、以下の事項の他、現行の飲食店ガイドラインやルール、各都道府県の実情等に従うようにすること。

i 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

※ 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、その他、各中央競技団体において、必要に応じ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な

取組を適宜盛り込むこととしています。また、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、必要に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします（再掲）。

（6）その他の留意事項

利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが重要です。

なお、イベント等の開催制限や施設の使用制限等の目安については、参考ホームページに掲載した事務連絡等を参考とし、適切な管理を行うよう御留意をお願いします。

<参考ホームページ>

○スポーツ庁

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

○内閣官房

- ・新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>

- ・マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/news/pdf/kihon_r2_050210.pdf

- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf

- ・飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）（令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官・農林水産省大臣官房審議官事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230210.pdf

- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）（令和5年2月10日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeiku_20230210.pdf

○厚生労働省

- ・ マスクの着用について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
- ・ 新型コロナワクチンについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html
- ・ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ・ 職場における積極的な検査の促進について（令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- ・ B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年7月30日一部改正））
<https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf>
- ・ オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年8月24日最終改正））
<https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）（令和4年8月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年9月13日最終改正））
<https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf>
- ・ With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和4年9月22日最終改正））
<https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf>
- ・ 職場における検査等の実施手順（第3版）について（令和4年10月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス等感

染症対策推進室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

(以上)